

付属書二

## 商品貿易アリーハーベスト対象の原産地規則

### 第一条 定義

本規則において：

**関税評価協定**とは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を構成する部分の「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定」を指す。

**互換可能な材料**とは、商業上互換できる材料を指す。その性質が実質に同じかどうか、目視だけでは分別できない。

**一般公認の会計原則**とは、いずれの一方が収入、支出、コスト、資産、債務、情報開示及び財務報告表の作成などに関する公認の実質的な權威性を有する会計準則を指す。上述の準則は、普遍的に適用される概括性の手引き、詳細の基準、習慣及び手続きを含む。

**材料**とは、別の商品を構成する一部のもの、又は別の商品の生産に使用される商品を指し、構成の成分、パーツ、組立材料、組立部品及び半製品を含む。

**中性材料**とは、商品の生産、テスト又は検査過程に使用されるものを指す。但し、中性材料そのものは当該商品を構成する成分の物件にはならない。

**非原産材料**とは、本規則の規定に基づいて、原産資格を有する材料以外のその他の材料を指す。

**原産材料又は原産商品**は、本規則の規定に基づいて、原産資格を有する材料又は商品を指す。

**生産**とは、商品を取得する方法を指す。栽培、飼養、採掘、収穫、漁撈、耕作、誘捕（誘って捕獲）、狩猟、捕獲、採集、収集、養殖、提取（取り出す）、製造、加工又は組立等を含むが、これに限らない。

**調和制度**とは、世界税関機構が定めた「国際商品の統一分類制度」を指す。

**節**とは、調和制度に使用される四桁番号を指す。

**目**とは、調和制度に使用される六桁番号を指す。

### 第二条 原産商品

本規則に別途規定がある場合を除き、下記事由の一つに合致する商品は、いずれの一方に原産するものとする。

- (一) 当該商品は本規則第三条の規定に基づいて、いずれの一方で完全獲得したものの。
- (二) 当該商品はいずれの一方、又は双方により、原産材料のみで生産したも

の。

- (三) 当該商品はいずれの一方、又は双方により、非原産材料を使用して生産し、第四条の製品特定規則に合致するもの。

### **第三条 完全獲得商品**

本規則第二条（一）の規定に基づいて、下記の商品はいずれの一方で完全獲得するものとする：

- (一) いずれの一方で出生し、かつ飼養している生き動物。
- (二) いずれの一方が上述（一）の生き動物から獲得した商品。
- (三) いずれの一方で収穫、摘み取り又は採集により獲得した植物又は植物商品。
- (四) いずれの一方で狩猟、誘捕、漁撈、栽培、採集又は捕獲により取得した商品。
- (五) いずれの一方で採掘した鉱物。
- (六) いずれの一方が関係水域、海底又は海底地下で獲得した商品。
- (七) いずれの一方に登記した加工船で、完全に前述（六）の商品を利用して加工・製造した商品。
- (八) いずれの一方の加工過程に産出し、かつ、原材料の回収のみに使用されるスクラップ、またはいずれの一方で消費した後に収集し、かつ原材料の回収のみに使用する廃品。
- (九) いずれの一方が上述（一）から（八）までの商品から獲得した商品。

### **第四条 製品の原産地特定規則**

本規則に別途の規定がある場合を除き、いずれの一方又は双方が非原産材料を使用して生産した商品は、本規則の付属書規定の税目コード変更、区域生産価値含量、加工手順の基準又はその他の基準に基づいて、その原産地資格を認定する。

上述の付属書は、双方の原産地規則協議グループにより、別途で協議した後実施する。

### **第五条 税目コード変更**

本規則第四条の税目コード変更の基準に適用する場合、商品の生産過程に使用された非原産材料は、いずれの一方又は双方で生産された後、均しく本規則付属書規定の税目コード変更を行わなければならない。

## 第六条 区域生産価値含量

一、本規則第四条規定の区域生産価値含量（RVC）基準に適用する場合、その区域生産価値含量は下記の公式に基づいて算出する：

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100\%$$

上述の VNM は非原産材料の価格。当該価格は運賃・保険料込み渡し（CIF）を基礎として査定する。

二、本規則のいわゆる本船渡し（FOB）及び運賃・保険料込み渡し（CIF）は、「関税評価協定」及び一般公認の会計原則に基づいて査定する。

## 第七条 加工プロセス

本規則第四条規定の加工プロセス基準に適用する場合、商品はいずれの一方又は双方が本規則付属書規定の加工プロセスを経た後、はじめて原産資格を付与する。

## 第八条 累積規則

一方の原産材料が相手方において別商品の一部を構成した場合、当該材料は相手方に原産するものとする。

## 第九条 些細な加工

一、本条のいわゆる「簡単」とは、専門技能を必要しないばかりでなく、専門の機械、機材或は設備も必要なくて加工又は処理できることを指す。

二、商品の本質・特性に与える影響は軽微である簡単な加工又は処理は、単独或いは合併を問わず、すべて些細な加工と見なし、原産資格を付与しない。以下の物を含むが、これに限らない。

(一) 商品の運輸又は貯蔵期間に良好な状態を確保するために行った処理。

例えば、通風、乾燥、冷蔵、冷凍、油をさす、防錆ペンキを塗る、保護層を包む、塩又は水溶液を振っておく。

(二) 輸送の便利を図るため、商品を解体、組上げをすること。

(三) 販売又は展示を目的とする包装、包装を解く、又は再包装などの処理。

(四) 動物の屠殺、冷凍、解体、薄切り。

(五) 濾過、篩にかけて選別、選り分け、分類、格付け、組合せ（セット商品の組合せを含む）、切断、彎曲、巻付け、圧延等の作業。

- (六) 洗滌、清潔、塵払い、又は酸化物、油、ペンキ及びその他塗料の除去。
- (七) 簡単なペンティング、磨き上げ、尖らす、研磨、切断、組上げ、又は解体等の作業。
- (八) 瓶入り、缶入り、袋入り、箱入り、小箱入り、紙板及び木板に固定し、又はその他類似する梱包作業。
- (九) 製品又はその外装に標示、ラベル、標識及びその他類似の区別標記を貼り付け、又は印刷をする。
- (十) 薄める、溶解又は簡単な混合、実質的に商品の本質を変化しないもの。
- (十一) 米以外の穀物の脱穀、一部又は全部の漂白、研磨及び光沢させる。
- (十二) 砂糖の色付け又は砂糖の塊を形成する作業。
- (十三) 紡織品のアイロン掛け。
- (十四) 果物、堅果及び野菜の皮むき、核又は殻の除去。

#### **第十条 微小含量**

商品は本規則付属書規定の税目コード変更基準に符合しないが、但し、同時に下記の条件に合致するものは、やはり原産商品と看做すべきである。

- 一、税目コード変更には符合しない非原産材料に対して、第六条規定に基づいて査定した価格は、当該商品の本船渡し（FOB）の10%を超えないもの。
- 二、当該商品が適用した本規則のすべてのその他の規定に合致するもの。

#### **第十一条 互換できる材料**

- 一、商品が原産商品であるか否かを認定するとき、如何なる互換できる材料は事実に基づいて区別する。または輸出側の一般公認会計原則が承認する在庫管理方法に基づいて一つ選んで処理する。
- 二、上述の在庫管理方法を選択した後、その全会計年度において、連続に選択した方法で前述の商品又は材料に対して管理を行う。

#### **第十二条 中性材料**

商品が原産商品であるか否かを認定するとき、下記の中性材料の原産地は考慮されるべきではない。

- (一) 燃料、エネルギー、触媒及び溶剤。
- (二) 商品のテスト又は検査に使用する設備、装置及び関係用品。
- (三) 手袋、メガネ、靴、衣服、安全設備及び用品。

- (四) 工具及び模型道具。
- (五) 設備及び建物の維持・管理に使用する部品及び材料。
- (六) 商品の生産過程に使用されたけれど、当該商品を構成する成分ではない。但し、当該商品の生産過程の一部であることを合理的に表示できるその他の商品。

### **第十三条 セットになっている商品**

調和制度解釈基準三に規定されるセットになっている商品は、もし構成する各商品がすべていずれの一方に原産する場合、そのセット商品は当該一方に原産するものと看做す。もし一部の構成商品はいずれの一方に原産しない場合、第六条規定に基づいて査定した非原産材料価格は、当該セット商品の本船渡し(FOB)の10%を超えない限り、当該セット商品はやはり当該一方に原産するものと看做す。

### **第十四条 包装材料及び容器**

- 一、本規則の付属書規定の税目コード変更基準に適用した商品に対して、小売用包装材料及び容器が当該商品と同一税目コードに属す場合、当該商品の原産地を認定するとき、小売用包装材料及び容器を認定対象にするべきではない。但し、区域生産価値含量基準に合致すべき商品に対し、当該商品の原産地を査定するとき、小売用包装材料及び容器の価値は実際の状況を見て、原産材料又は非原産材料であることを査定した後で計算する。
- 二、商品の原産地を査定するとき、商品の運輸に使用された包装材料及び容器は査定対象にならない。

### **第十五条 付属品、スペアパーツ及び工具**

- 一、本規則の付属書規定の原産地税目コード変更基準に対して、商品輸入のとき、商品の付属品、スペアパーツ、工具、マニュアル及び情報資料等は、商品と併せて通関を申請し、並びに当該商品と同一税目コードに列し、単独に領収書を発行しない。すなわち当該商品の原産地を認定するとき、前述の付属品、スペアパーツ、工具、マニュアル及び情報資料等を考慮しない。
- 二、区域生産価値含量基準に合致すべき商品、例えば付属品、スペアパーツ、工具、マニュアル及び情報資料等に対しては、商品と併せて通関を申請し、かつ、独立に領収書を発行しない。すなわち当該商品の区域生産価値含量を計算するとき、前述の付属品、スペアパーツ、工具、マニュアル及び情報資料等の価値は、実際の状況を見て、原産材料又は非原産材料であるこ

とを認定した後で計算する。

三、前述付属品、スペアパーツ、工具、マニュアル及び情報資料等の数量及び価値は、当該商品の慣例に合致しなければならない。

#### **第十六条 直接運輸**

一、優遇関税適用を申請する一方の原産商品は、双方の間において直接運輸しなければならない。

二、商品が双方以外の一つまたは複数の第三方を経由する場合、第三方で運輸手段の転換又は臨時的貯蔵を問わず、下記の条件に合致するとき、依然として双方間の直接運輸と見るべきである。

(一) 地理的原因又は運輸の必要による場合。

(二) 商品は当該第三方において、貿易、商業又は消費行為の状況がない場合。

(三) 積み卸し、再梱包又は商品の良好状態を維持するための処理を除き、第三方でその他の処理を経ていない場合。

三、本条第二項規定の状況において、商品が第三方で臨時貯蔵の停留期間は、当地に到達した日から起算して 60 日を超えてはならない。また、商品は滞在期間において、第三方税関の監督管理下に置かなければならない。

四、本条第二項の述べるところの商品は、商品の輸入を申告するとき、中継の第三方税関が作成した証明書類、及び輸入側税関が認可したその他の証明書類を提出しなければならない。

#### **第十七条 原産地関連行政手続**

本規則の執行に必要される行政手続きは、双方の原産地規則協議グループにより別途で協議を経て実施する。